

# 令和6年度ベジタリアン・ヴィーガン・ムスリム受入環境整備事業 仕様書

## 1 委託業務の名称

ベジタリアン・ヴィーガン・ムスリム受入環境整備事業

## 2 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

## 3 委託業務の目的

本市では、多様なインバウンド客の受け入れに対応すべく、令和3年度より本事業にて市内事業者のベジタリアン・ヴィーガン・ムスリム対応メニューの開発・販売に対する支援や情報発信を行ってきた。訪日観光客が増加している今、インバウンド受入可能店舗の底上げや認知度向上が急務となっていることから、これまで支援を行ってきた事業者を対象にフォローアップを実施する。また、各店舗の開発メニューや取り組みについて国内外へ効果的に発信することにより、さらなる本市への誘客につなげる。

## 4 業務内容

### (1) 過去の支援事業者へのヒアリング及びフォローアップ

- ・令和3年度から令和5年度に本事業のモデル事業者としてメニュー開発・販売までを支援した市内事業者(飲食店7店舗、宿泊事業者2店舗、土産店3店舗)を対象に、現在の状況についてヒアリングをし、成功事例や課題の洗い出しを行うこと。
- ・ヒアリングした課題に対して、専門家による助言を行うこと。

### (2) 開発メニューや取り組みに関する情報発信の強化

- ・これまでに本事業内で開発したメニューや各事業者の取り組みについて、国内外に向けた情報発信を行うこと。情報発信は訪日観光客向けと市内事業者向けの二方向で行うこととする。
- ・訪日観光客向け情報発信は、ウェブサイトやSNS等海外に対して訴求力があり、本市への誘客に繋がる最も適した手法を提案すること。
- ・市内事業者向けの発信は、今後のインバウンド客の受入増加を見据え、本事業の取り組みやモデル事業者の成功事例について広く且つ効果的に周知することで、市内観光事業者の意識を高めるような手法を提案すること。
- ・情報発信におけるツールの1つとして、本市ウェブサイト「Discover SENDAI」に掲載している「SENDAI RESTAURANT GUIDE for Vegans, Vegetarians and Muslims」の活用も認める。

### (3) 業務全体に係る提案等

- ・事業開始時、事業の年間スケジュール(事業計画書)を作成し提出すること。
- ・その他上記目的を実現するために、有効と考えられる取組がある場合は提案を行うこと。

## 5 指標について

実施内容または支援内容	KPI アウトプット
過去の支援事業者へのフォローアップ	各事業者あたり 2 回以上
情報発信 (開発メニュー、成功事例、取り組みについて)	・ 訪日観光客向け発信 1 手法以上 ・ 市内事業者向け発信 1 手法以上
実施状況報告	計 5 回以上(1 か月 1 回以上)

## 6 成果物の納品及び部数

業務完了報告書

提出媒体・部数：電子媒体及び紙媒体で各 1 部

## 7 著作権

作成される成果物の著作権等の取り扱いは、次に定めるところによる。

- ・ 本業務により作成された業務の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、本市に帰属するものとする。ただし、成果物に受託事業者は又は第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。
- ・ 業務の成果品等に、受託業者が従前から補修する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、仙台市は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- ・ 受託者は、仙台市に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- ・ 掲載写真を自社において撮影し活用することは可能であるが、撮影費用は受託者の責任において本業務予算に含めること。
- ・ 制作にあたり利用する画像等の著作権や人物等の肖像権の権利に関することは、受託者がその手続きを行うこととする。
- ・ 受託者は、制作物が第三者の著作権等の権利を侵害しないことを保証し、第三者から制作物に関して著作権等侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

## 8 その他留意事項

### （1）機密保護

仙台市が個人情報・秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

### （2）再委託

受託業者は各業務を一括して受託者内で完結できること。基本的には第三者委託を禁止とする。再委託する場合には、あらかじめ本市の同意を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託者が全責任を負うこと。

### （3）打ち合わせ及び連絡調整

支援内容の状況について、本業務の履行期間内は 1 か月ごとに書面での提出及び市担当者と打ち合わせを行い、実施後速やかに議事録を提出すること。

#### (4) 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は本市と協議を行うこと。